

青森総合流通団地選択約款

平成29年 4月 1日



青森ガス株式会社

空調夏期契約選択約款

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1～2
5. 使用量の算定	2
6. 料金	2
7. 単位料金の調整	3
8. その他	3
付 則	4
別 表	5～6

青森総合流通団地 空調夏期契約選択約款

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切捨て)。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金(税抜)または調整単位料金をいいます。
- (5) 「定額基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」…基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法 63 条の2の規定に基づき記載するものです。
- (6) 「定額基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」…基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税相当額を含まない金額をいいます。

3. 適用条件

お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約を契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 本契約の契約期間満了前に解約または青森総合流通団地ガス小売供給約款(以下「小売約款」といいます。)に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((5)において同じ)。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款(小売約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、前回の検針日以降、今回の検針日以内に解約を行った場合には、今回の検針日または解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したものを(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延長いたします。
- (2) 当社は、6月使用分(5月検針日の翌日から6月検針日まで)から9月使用分(8月検針日の翌日から9月検針日まで)までの期間については、空調夏期契約には別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、10月使用分(9月検針日の翌日から10月検針日まで)から5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)までの期間については、小売約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(4)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.215\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.215\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円}$$

(備 考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

24,120円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の2(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格(算定の結果10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格といたします。なお、平均原料価格は、当社事業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. この空調夏期契約選択約款の実施期日

この空調夏期契約選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、料金算定期間の末日が平成29年4月1日から平成29年4月30日に属する料金算定期間の早収料金は、平成29年3月31日まで適用の約款に基づき、料金を算定するものいたします。

(別表)

1. 適用区分

料金表 空調夏期契約に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金(税抜)の合計といたします。
- (2) 基本料金(税抜)は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価(税抜)に契約可能使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金(税抜)または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表

(1) 定額基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,454.76円(税込) 1,347.00円(税抜)
------------------	--------------------------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	294.84 円(税込) 273.00 円(税抜)
------------	------------------------------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	276.0696 円(税込) 255.62 円(税抜)
------------	--------------------------------

(4)調整単位料金

(3)の基準単位料金(税抜)をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。